

告 示

埼玉県告示第九十八号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、川口市から川口市の区域内において行われる川口市朝日環境センター施設整備事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和七年二月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 関係地域が所在する市町村

川口市、草加市、東京都北区、東京都足立区

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県越谷環境管理事務所

川口市環境部環境施設課

草加市市民生活部環境課

東京都北区生活環境部環境課

東京都足立区環境部生活環境保全課

ロ 期間

令和七年二月十四日（金）から令和七年三月十四日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）